

○松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例施行規則

平成18年3月31日

規則第7号

改正 平成26年3月31日規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例（平成17年条例第193号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び条例の例による。

(標識)

第3条 条例第10条第1項に規定する標識は、様式第1号によるものとする。

(計画の説明)

第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 中高層建築物の敷地の形態及び規模
- (2) 中高層建築物その他の建築物の敷地内における位置
- (3) 中高層建築物の規模、構造及び用途
- (4) 中高層建築物の工事期間、作業時間等及び周辺における安全対策
- (5) 中高層建築物による日照への影響
- (6) 中高層建築物の工事による騒音、振動、ほこりの飛散等の軽減措置
- (7) 中高層建築物の工事車両の通行等による周辺の交通障害対策
- (8) 中高層建築物の建築により生ずるテレビ放送受信障害対策
- (9) まちづくりに配慮した事項（まちづくり協定がある地区内に中高層建築物を建築しようとする場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、中高層建築物の建築について配慮する事項

(報告書)

第5条 条例第12条第1項に規定する報告書は、松本市建築計画概要等報告書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 説明及び説明会結果報告書（様式第3号）

- (2) 説明又は説明会の際に配布した文書及び図面
- (3) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表一の
（イ）項に規定する配置図及び各階平面図及び同表（ろ）項に規定する2面以上の立面
図
- (4) 近隣関係状況図（縮尺500分の1又は600分の1）
近隣住民及び周辺住民の土地、建物について、次に掲げる事項を表示した図に、冬至
日の真太陽時における8時、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、
16時の日影線を示したもの
ア 土地及びその境界並びに土地所有者等
イ 建物及びその配置並びに建物所有者等
- (5) 建築計画標識の写
- (6) テレビ放送受信障害を生じさせるおそれがある中高層建築物にあっては、テレビ
放送受信障害の調査に関し専門的知識を有する者が作成した報告書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(報告書の受理)

第6条 条例第12条第2項の規定により建築主に交付する書面は、松本市建築計画概要等
報告書受理証（様式第4号）によるものとする。

（あっせん）

第7条 条例第14条第1項の規定による申請は、松本市建築紛争あっせん申請書（様式第
5号）により行うものとする。

2 市長は、条例第14条第2項の規定によりあっせんを行うときは、あっせんの日時、場
所等を定めた松本市建築紛争あっせん開始通知書（様式第6号）により当事者の双方に通
知するものとする。

3 市長は、条例第15条の規定によりあっせんを打ち切るときは、その旨を松本市建築紛
争あっせん打切通知書（様式第7号）により当事者の双方に通知するものとする。

（調停）

第8条 条例第18条第1項の規定による勧告は、松本市建築紛争調停開始勧告書（様式第
8号）により当事者の双方に通知することにより行うものとする。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、調停に付することに合意するか否かについて、松
本市建築紛争調停開始勧告に対する回答書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
い。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた者が松本市建築紛争調停開始勧告に対する回答書により調停の開始について合意する旨を回答したときは、松本市建築紛争調停開始通知書（様式第10号）により当事者の双方に通知するものとする。

（調停に係る措置の勧告）

第9条 条例第19条の規定による勧告は、松本市建築紛争調停に係る措置勧告書（様式第11号）によるものとする。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、調停に係る措置を受諾するか否かについて、松本市建築紛争調停に係る措置勧告書に対する回答書（様式第12号）を、松本市中高層建築物建築紛争調停委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（調停案の勧告）

第10条 条例第21条の規定による勧告は、松本市建築紛争調停案受諾勧告書（様式第13号）により当事者の双方に行うものとする。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、調停案を受諾するか否かについて、松本市建築紛争調停案受諾勧告に対する回答書（様式第14号）を、委員会に提出しなければならない。

（調停の打ち切り）

第11条 委員会は、条例第22条第1項又は第2項の規定により調停を打ち切ったときは、松本市建築紛争調停打切通知書（様式第15号）により当事者の双方に通知するものとする。

（委員会）

第12条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の庶務は、建設部建築指導課において処理する。

4 この規則に規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

（建築主事等の報告）

第13条 条例第25条の規定による報告は、松本市確認の申請等報告書（様式第16号）により行うものとする。

（指示）

第14条 条例第26条第1項及び第2項の規定による指示は、指示書（様式第17号）を送達して行うものとする。

（公表）

第15条 条例第27条第1項の規定による公表は、告示その他市長が適切と認める方法により行うものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う計画の説明及び提出された報告書について適用し、施行日前に行われた計画の説明及び提出された報告書については、なお従前の例による。